

# 中学生の利用時間延長に関して

数年前から当センターを利用している中学生から利用時間延長を望む声が聞かれ始め、毎年行っている中高生座談会でもそのような希望が必ず出ていました。当センターでは中学生の居場所づくりを促進する観点から、以下のように中学生の利用可能時間延長について設定し、令和3年7月1日(木)～令和4年3月31日(木)をこれの試行期間とします。

## ◆利用時間延長のルール

- ①中学生は現状で中高生タイム(月曜日と木曜日)に18:00まで利用可能だが、これを同じ曜日の20:00まで利用可能とする。
- ②18:00以降の出入りは保護者の迎えを必須とする。館内に留まっている限りは保護者の付き添いを必要としない。
- ③迎えが必要な時間まで利用する予定の中学生は、18:00になる前に保護者記入の利用承諾書(センターにあります)を提出しなければならない。
- ④中高生タイムを利用する高校生の現行ルールに即し、小学生のいない時間帯での飲食や携帯の使用を許可する。